

練馬区いじめ等対応支援チーム設置要綱新旧対照表

現 行	改正案
(設置)	(設置)
第 1 条 [略]	第 1 条 [略]
(所掌事項)	(所掌事務)
第 2 条 [略]	第 2 条 [略]
(組織)	(組織)
第 3 条 [略]	第 3 条 [略]
(1) [略]	(1) [略]
(2) [略]	(2) [略]
(3) [略]	(3) [略]
(4) [略]	(4) [略]
(5) [略]	(5) [略]
(6) [略]	(6) [略]
(委員の任期)	(委員の任期)
第 4 条 [略]	第 4 条 [略]
(委員長および副委員長)	(委員長および副委員長)
第 5 条 [略]	第 5 条 [略]
2 [略]	2 [略]
(会議)	(会議)
第 6 条 [略]	第 6 条 [略]
2 3 回	2 2 回
3 [略]	3 [略]
4 [略]	4 [略]
(教育委員会への報告)	(教育委員会への報告)
第 7 条 [略]	第 7 条 [略]
(いじめ等対応支援特別チーム)	(いじめ重大事態の対応)
第 8 条 委員長は、いじめに関する重大案件等が発生した場合は、事実関係の調査を目的として、専門家等によるいじめ等対応支援特別チーム(以下「特別チーム」という。)を設置する。	第 8 条 <u>練馬区で発生したいじめ重大事態に関する情報を適宜共有し、必要に応じて対応策を協議する。</u>
2 特別チームの委員は、委員長が選任する。	2 [削る]
3 特別チームは、事故対応支援チーム、心理ケアチームおよび学校事故詳細調査委員会から構成される。	3 [削る]

4	事故対応支援チームは、重大事態または重大事態と同種の事態に関わる調査、保護者への意思確認等を行う。	4	[削る]
5	心理ケアチームは、重大事態等により、心理ケアを必要とする児童生徒等と面談を行い、児童生徒等のストレスの緩和や心の安定に向けた支援を行う。	5	[削る]
6	事故対応支援チームおよび心理ケアチームによる対応については、非公開とする。	6	[削る]
7	学校事故詳細調査委員会は、教育委員会から依頼を受け、重大事態に関わる全容解明、当該事案への対処および同種の事案の再発防止を目的として調査を行う。	7	[削る]
8	学校事故詳細調査委員会のその他の事項については、練馬区学校事故詳細調査委員会設置要綱による。	8	[削る]
9	前各項に掲げるもののほか、特別チームの運営について必要な事項は、委員長が定める。	9	[削る]
(庶務)		(庶務)	
第9条	[略]	第9条	[略]
(委任)		(委任)	
第10条	[略]	第10条	[略]
付 則	[略]	付 則	[略]
		付 則 (令和7年3月〇日6練教教指第〇〇号)	
		<u>この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</u>	
別表 (第3条関係)		別表 (第3条関係)	
		追加 委員	
		児童相談所職員、警察職員等	
		2名程度	